

○都市計画道路の変更概要（山陽小野田市決定）

- この度の都市計画の変更は図に示す3路線であり以下の2つに分類される。
- （1）都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（2路線）
 - （2）変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差点部の区域変更（1路線）
- （1）廃止（変更）を行う路線
- ②本町小野田港線、③本山線の2路線
- （2）区域変更を行う路線
- ①小野田須恵線の1路線（本山線の廃止による交差点部の区域変更）

小野田地域

② 3・5・6 本町小野田港線（廃止）

① 3・5・7 小野田須恵線
（本山線との交差点部の区域変更）

③ 3・6・17 本山線（廃止）

凡例

変更（廃止）

変更なし

